

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

「今のままの生き方でいいのか」お笑いタレントだった片岡鶴太郎の「腹の主」からの声でした。プロボクサー、役者、画家と自分の進む道を自分の魂が歓喜しているかどうかを基準に決めてきました。役者として棟方志功を演じたことをきっかけに画家の道が開けました。振り返ればすべての出来事は今に繋がっているようです。

無駄に見えても次の自分に出会うための土台を作る時間は必要です。どんな自分になりたいかが見えてくれば人は思わぬ力が発揮できると思います。

自分を信じることです。

私の書棚より

○最下位クラスから1位へ、負け続けから勝ちに転じた、その要因はテクニックではありません。捉え方であり、行動スタイルなのです。

○あるべき状態、これが「ビジョン」です。高知支店ではいつしか「数値目標」というものがなくなっていました。ビジョンを実現するには、それぞれの持ち場でそれぞれ何をどうすればいいか、それを考え実行することがすべてとなったのです。

「キリンビール高知支店の奇跡」

田村潤著 講談社新書

税務アンテナ

□青色申告法人の雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除の適用条件が緩和されています。中小企業者の雇用者給与等支給額の増加割合がこれまでの5%以上から3%以上に減額され、適用年度も平成30年3月31日までに開始する事業年度まで延長されました。

適用を受けようとする事業年度の雇用者給与等支給額が、前事業年度の国内雇用者に対する給与等の支給額以上であり、適用を受けようとする事業年度の雇用者1名当たりの平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を超えていれば、法人税額の20%を限度に、雇用者給与等支給額増加額の10%相当額を税額控除できます。

□居住用財産を譲渡した場合の3,000万円控除の特例は、原則として自分が住んでいる家屋やその家屋と共にその敷地を譲渡した場合に適用されますが、転居してから3年後の12月31日までに譲渡する場合には、この期間内にその家屋を貸し付けていても適用になります。

ただし、転居後に家屋を取壊した場合には、転居してから3年後の12月31日までか、取壊し後1年以内か、いずれか早い日までに譲渡すれば特例の対象となりますが、取壊し後にその敷地を貸し付けたりすると特例の適用は受けられなくなります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

8月の税務スケジュール

10日	○7月分の源泉所得税の納付
31日	○6月決算法人の確定申告 ○12月決算法人の中間申告(予定申告) ○9月、12月、27年3月決算法人の消費税中間申告 ○個人事業者の28年分消費税等の中間申告

31日	○8月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	----------------------

今月の贈る言葉『夢はあきらめない方がいいぜ』 by 忌野清志郎